

雄略朝歌謡についての二・三の私考

山路平四郎

序 章

曖昧ですこし気障な表題だが、要するに、「古事記」の雄略朝歌謡と「日本書紀」の雄略朝歌謡とを読み較べて、思い浮んだ私考の二・三を書こうとするもので、ほかに適当した簡潔な表題も見つからぬ儘、上記のように決めた。論の根底となつてゐるのは都合二十三首の歌謡で、本来ならばその歌謡をいちいち掲げるべきだが、紙幅に限りがあり、索引的な意味と所論の便宜に、歌謡の作者とされてゐる人、それが収められてゐる事件、及び歌番号だけを次に記すので、この小論をお読み下さる方はテキストに當つて、その歌謡をお確かめ頂ければ幸いである。

古事記所載歌謡 〔記九一〕雄略天皇の御歌第一（妻訪ひの際に、若日下部王に賜つたもの） 〔記九二〕〔記九五〕雄略天皇と引田部赤猪子との贈答歌（美和河で衣を洗つていた赤猪子は、「今喚してむ」という天皇の命を守つて嫁せず、八十年を経てその旨を申し出た。天皇はその守操を哀れんだが、極老を憚つて婚さずして御歌を賜つて憐れつたという物語中のもの。この四歌は「志都歌」である） 〔記九六〕雄略天皇の御歌第一（天皇御自ら御琴を弾いて吉野川辺

雄略朝歌謡についての二・三の私考

の童女に舞を舞わせ、その好技を嘉して賜つたもの） 〔記九七〕雄略天皇の御歌第三（吉野の阿岐豆野での鹿猪狩りに、天皇の御腕を蛇が咥つた。飛んで来た蛇がその蛇を咥つた時のもの。ヤマトの國を騎給鳥という由來の歌だが、阿岐豆野の名起原として載せられてゐる） 〔記九八〕雄略天皇の御歌第四（葛城山で大猪を恐れた天皇は櫛の木に逃げのぼつて命拾ひをした。その時のもの） 〔記九九〕雄略天皇の御歌第五（丸瀨之佐都紀臣の女、春日の衰村比賣を妻訪う途次、道で出合つた嫁女が天皇の御姿を見て岡辺に逃げ隠れた。その隠れた嫁女を遂二無二捜し求めた時のもの） 〔記一〇〇〕「天語歌」三首の第一、伊勢國の三重うねめの歌（豊明の時、新嘗屋の傍らの櫛の木の葉が、伝來の瑞玉盞みづたまうきに落ち散つたのを気付かず、大御酒を獻つて死罪となるところを、この歌をうたつてその罪を赦されたというその歌） 〔記一〇一〕「天語歌」三首の第二、大后の歌（同じ時、天皇の偉容を新嘗屋の傍らの「葉広め眞椿」の如しと称えたもの） 〔記一〇二〕「天語歌」三首の第三、雄略天皇の御歌（同じ時、大宮人が平隠無事酒宴する有様を鳥に見立てて歌つたもの） 〔記一〇三〕雄略天皇の御歌第六（是の豊明の日、春日の衰村比賣が大御酒を獻つた時、御膳の給仕人の心構えを示されて賜つたもの。この歌は「宇岐歌」である） 〔記一〇四〕衰村比賣の歌（前歌に對し、常に天皇の側近に奉仕したいと願う旨を歌つたもの。この歌は「志

部歌一である) — 以上一四首。

日本書紀所載歌謡

〔紀七四〕 天大臣の妻の歌 (天日下玉の遺子)

天大臣の妻の歌 (天日下玉の遺子)

肩輪王は安原天皇を父の仇として刺殺し、天大臣を頼んでその家に逃げ入った。雄略天皇は兵を興して天大臣の家を囲んで、大臣ともども焼き殺した。その折り、大臣の妻の悲しんで歌ったもの。〔紀七五〕 雄略天皇の御歌第一 (吉野の蜻蛉の野での御狩りに、天皇の御腕を蛇が咋った。飛んで来た蜻蛉が、仇なすその蛇を咋った時のもの。蜻蛉の功を嘉した歌だが、蜻蛉野の地名起原として載せられている。記九七と同根より出た歌である) 〔紀七六〕 舍人の歌 (葛城山の御狩りに、大猪を恐れれた舍人は警護の任を放棄して榛の木に逃げのぼった。天皇は御弓でその大猪を刺して嗜せ殺し、舍人の怯懦を責めて殺そうとされた。その処刑の場で舍人の歌ったもの。記九八と同根より出た歌である) 〔紀七七〕 雄略天皇の御歌第二 (泊瀬の小野に出た山野の體勢を御覽して歌われたもの。山讃めの歌である) 〔紀七八〕 秦酒の歌 (木工國鷄御田一本に猪名部御田一は、伊勢の嫁を奸したと疑われ処刑されたとき、秦酒公は琴の音色で、その冤を天皇に悟らせようと彈琴口號したもの) 〔紀七九〕 齒田根命の歌 (狹穗彦の女孫齒田根命は嫁の山辺小嶋子を奸して、その贖罪に「馬の八匹」を提供して歌ったもの) 〔紀八〇〕 造船、樓閣の建築等に新技術を持った帰化系の部族である韋名部 (翁名部) の真根の同伴巧者の歌 (木工韋名部真根が嫁の裸相撲を見て、不覚にも己れの誇った技に失敗して処刑されようとした時、同伴巧者が真根を惜しんで歌ったもの。この歌は五・七・七・五・七・七の所謂旋頭歌形式歌である) 〔紀八一〕 雄略天皇の御歌第三 (天皇は同伴巧者の歌によって、真根を罰する非を悟り、使者を黒駒に乗せて刑場に馳せしめ、その死罪を赦された時のもの。この歌は第二句と第五句が同形の短歌形式歌である) 〔紀八二〕 吉備臣尾代の歌 (征新羅將軍吉備臣尾代が反乱を企てた五百の蝦夷を射倒し、弓を杖にして歌ったもの) — 以上九首。

章 一

雄略朝の歌謡はみて来たように、古事記一四首、日本書紀九首であるが、そのうち両書に共通する、といってもその意味は、もと同根から出ていると思われる歌謡のことで、句の表現に相違があり、或いは人も処も異なる事件に結び付いているものさえあるが、それらを伝承の間における変化とみて、便宜共通という名目で呼ぶと、そうした共通歌謡は記九七と紀七五、記九八と紀七六との、共に相連続した二首だけで、古事記にあって日本書紀にない歌謡は十二首日本書紀にあって古事記にない歌謡は七首である。すなわち総歌数に対する共通歌謡数は古事記では十四対二、日本書紀では九対二であるが、この割合を雄略朝以前の御代のそれに比較すると確然とした相違がある。試みにいうと 〓 () 内は共通歌謡

- 神代 古事記一五首 (四首) 日本書紀六首 (四首)
 - 神武朝 古事記一三首 (六首) 日本書紀八首 (六首)
 - 景行朝 古事記一五首 (七首) 日本書紀六首 (六首)
 - 応神朝 古事記一首 (八首) 日本書紀八首 (七首)
 - 仁徳朝 古事記二三首 (二三首) 日本書紀二二首 (二三首)
 - 允恭朝 古事記二首 (五首) 日本書紀七首 (三首)
- これは比較的歌数の多い御代 (古事記一〇首以上) のそれを抜き出したものであるが、日本書紀についてみると、雄略朝以前では総歌数に対する共通歌謡数の割合は、殆どが半数以上で、景行朝の如きは其の全部、応神朝の如きも八首中の七首までが共通歌謡である。古事記についてみると、これも亦それに相応じるように、神代を除けば

その半数内外が共通歌謡で占められている。ところが雄略朝では、日本書紀は九首中の、古事記は十四首中の二首が共通歌謡で、他はすべて独自の歌謡である。これは歌謡の上からみて、書紀と古事記との隔りが著しくなったことを示すもので、云うならば、日本書紀歌謡の「旧辭」ばなれは、雄略朝で新しい展開をみたのである。

もと同根から出たと思われる歌謡二首についてみても、その扱いは著しく相違する。記九八と紀七六とは「我が大君の」と三人称で歌い出し、「我が逃げのぼりし」と一人称で歌い納める、ほぼ同一表現の歌謡を、序章でいったように、古事記では天皇の御歌とし、日本書紀では舍人の詠とする。「古事記伝」は、八歌い出しからいうと天皇の御歌ではない。但し歌い納めからいうと榛の木で命拾いをした時の歌で、処刑の場での歌とは思えないVといった意味のことを述べているが、人称の転換は、記八六(紀七〇)、記二など例のあるもので、天皇の御歌とも舍人の詠とも解されるものであるが押し並べていうと、古事記には戯画化されたスメロギが登場する。のべた記九九は「媛女のをよめい隠る岡をかかく金鉏もかなすき五百箇もいほちがもも鉏すきは揆ぬるもの」であるが、これを歌う雄略天皇は八無いものねだりVをするスメロギの姿である。一方日本書紀には天皇を侵すべからざる神聖な存在とする筆法がある。例えば親々相奸の「木梨軽太子物語」で「太子は是れ儲君たり。加刑することを得ず。則ち大娘皇女を伊豫に移す」(飛騨紀)とするのもそれである。

古事記にはこの記九八の物語につづけて「あるとき一時」として、雄略天皇と葛城一言主大神との出合いの物語を載せる。それは葛城山で我れと同じく振舞う者を詰問した天皇が、一言主大神と知ってその

非礼を謝し、大刀・矢弓・衣服を供え、大神も亦それを嘉納し、天皇の還幸を長谷山口まで見送ったという話である。実は記九八の物語も「又一時」という書き出しで、この書き出しは、応神記に一例仁徳記に一例、雄略記にこのほかに一例、都合五例ある。これは中巻末の「天之日矛物語」の書き出しに「又昔」とあるものの発展形式であろう。恰も「伊勢物語」の「昔」という書き出しと「源氏物語」の「いづれの御時にか」という書き出しとの相違を思わせるものだが、いづれにせよ、著しく独立物語的で、挿話的な扱いである。この二つの物語の間には、古事記の場合必ずしも因果の關係はない。それが並んでいるのは、記九二・記九五の「美和河」から記九六の「吉野川」へ、「吉野川」から記九七の「吉野の鹿猪し狩り」へ、「吉野の鹿猪し狩り」から記九八の「葛城山の大猪」へ、という配列と同様、「葛城山の大猪」から「葛城山の一言主大神」へは、連想によって展開してゆく八古事記的発想Vである。ところで、この天皇と一言主大神との出合いの物語は、日本書紀では雄略四年紀にあり、雄略五年紀に編年された紀七六の物語の前駆的な役割りを務めている。紀七六の前・後文は、早く「書紀集解」が出典を挙げて指摘したように、その殆どが漢籍による潤色であるが、その前文にみられる天皇は、のべた筋書で知れるように勇猛果断であり、後文の天皇は、皇后の言を入れて舍人を処刑する非を悟って、「我れは善言を得た」と喜ぶ英邁有徳な君主である。日本書紀の、一言主大神との出合いの物語は、古事記のそれと同工異曲で、天皇の還幸を来目河(古事記では長谷山口)まで見送ったという、見送りの記事までほぼ同一骨格であるが、古事記のように、一言主大神に幣帛とし

て大刀・弓矢・衣服を献り、神も亦それを嘉納したという記事はなく、神を「仙に逢ふが如し」と形容し、相共に獵を樂しみ、天皇は神の如く、というより神は天皇の如くに振舞った。この日、百姓は皆、雄略天皇を「有徳天皇」と申しあげたと結んでいる。これは勇猛、英邁な天皇の物語である紀七六への伏線としての配置で、古事記のそれを神々を祭る方面の人々の脚色で、連想的な配置だとすれば、こちらは外来の神仙思想に触れた人々の脚色で計画的な配置だということが出来ようか。

章 二

このことは古事記にだけあって日本書紀にない歌謡一二首のうち、その八割以上の一〇首までが、どうやら神々に関連した人々の間に成立もしくは伝承されたものであるらしいこと、日本書紀にだけあって古事記にない歌謡七首のうち、二首までが帰化系の人物の間に成立もしくは伝承されたものであるらしいことと決して無縁ではあるまい。

すなわち古事記にだけある歌謡のうち「志都歌」の記九二ノ記九五の四首は、すべて短歌形式で、いずれもそろって第二句（長句）を尻・とり・風に、第三句（短句）で繰り返す同一形式で文芸意識による選択を思わせるものだが、抒情歌四首を二首ずつの問答体で編成してそれによって叙事を遂げる、云うならば歌物語の前駆的形態で、叙事はすなわち、曾てカシハラ（神事を行なう場）に神の妻として奉仕した童女の、役を下りてのちの青春回顧で、古事記の物語はおそらくその組歌による脚色であろう。記九四について、「記紀歌謡集全講

」は「琴歌譜」が、この縁起を正説とする「伊久米入日子伊佐知天皇、与三妹豊次入日女命、登三於大神美望呂山、拜三祭神前作歌者」を引いて、この歌謡を神事歌謡とみているが、その当否は論のあるところとしても、怒りと歎きの主人公である赤猪子の名は「御諸のその高城なる大猪子が原」（記六二）とある、ワニの臣の伝承歌らしい歌謡から察しても、三輪の御諸に縁を求めての命名らしく、「元亨釈書」（巻十八、神仙）に伝える久米仙の物語に似て、美和河で衣を洗う童女から始まる古事記の物語は、どうやら三輪山周辺にあって、神事に関心を持つ人々の関係（形成・或いは伝承）するところのものであったらしい。また「天語歌」の記一〇〇ノ記一〇二の三首は「神語」（記三ノ記六）と関係のあるものらしく、おそらく天日鷲命（阿波國忌部祖也—古語拾遺）を祖とする「天語連」（姓氏錄右京神別）の輩下によって、新嘗の日の宮中の宴席で奏されたものである。記一〇〇、記一〇一に、「新嘗屋」の語のあることがそれを思わせる。物語を離れてみれば、その内容は伝統のある皇室の御稜威を畏み（記一〇〇）、天皇の偉容を称え（記一〇一）、君臣の和楽を慶祝する（記一〇二）寿歌的性質を持った三首一組の歌謡である。おそらく天語連の輩下の集団は「天」と意識された宮中に常備された、出雲語部等を含む混成部隊で、宮中の祭儀には寿詞、寿歌を奏することを職能とするものであったろう。私見によれば「続日本紀」（養老三年十一月紀）に「海語連」の姓を賜わり、雑戸から除かれたとある朝妻手人龍麻呂は「天語連」の必要とする祭器を作成した帰化系の工匠で、あえて「天」の字を避けて「海」としたのは、天日鷲命を率いた太王命を祖と仰ぐ斎部広成が新羅からの帰化人天之日

矛（古事記）、天日槍（書紀）を、「海日槍」（古語拾遺）と記した心理に通うもので、そのことは「天語連」が忌部同様、祭祀に關した氏であったことを思わせる。（海語連という姓から天語連を海部に属するとみる説は取らない）。朝妻手人龍麻呂を帰化人とみたのは「朝妻造」は韓国人都留使主より出づ（姓氏錄、大和國諸蕃）とあり、「手人」（才技、工匠、巧手者）が多く百濟（雄略七年紀、或志、興仁暨六年紀）から來朝していることから察しられるのであるが、いずれにせよ「天語歌」三首も亦、神事に關連した場で歌われた歌謡で、その伝習者と思われる「天語連」の輩下も祭祀系の氏人であつたらしい。また記九九一〇二（宇敷歌、記一〇四（志都歌）は、いずれも春日の袁杼比賣に關連して歌われている。袁杼比賣は序章でいったようにワニ氏の女であるというが、この氏も本来は祭祀に關連の深い氏であつたと思われるふしがある。ワニ氏の先祖の中には反乱者を河の流れに追いつ落して、國の穢れを清めたと伝えられる者もあり、その女は屢々皇妃に召された古代の豪族である。始祖は書紀によれば孝安天皇の御兄の天足彦國押人命で、この御方は古事記では天押帶日子命の御名で掲記され、春日臣、大宅臣、粟田臣、小野臣、柿本臣をはじめ十八氏の始祖とあるが、その中に書紀には始祖とある和珥臣の名は見えない。これはどう解すべきであらうか。日本書紀には古事記の袁杼比賣に対応するとみられる姪童女君があり、それは春日和珥臣深目の女となつてゐる。また反正皇妃は古事記では、丸邇の許碁登の臣の女、都怒郎女とあり、日本書紀では大宅臣の祖、木事（つのみ）の女の津野媛とある。春日和珥臣は復姓で、前記十八氏の中に和珥臣がみえぬのは、おそらく古代の和珥臣は春日臣、大宅臣等に分かれ、一

部のみが和珥部臣として残つたものか、こうしたことは一向に無知識で確かに云えぬが、少くともワニ氏と同族とみられるものの中には小野氏、柿本氏の如く祭祀にかかわりを持つと思われる氏があること、また先に赤猪子の場合に引用した「御諸のその高城なる大猪子が原……」（記六一）という神事の場を序とした歌は八石之日売嫉妬物語（仁徳記）を形成する「志都歌之歌返」の中で、和邇之臣口子を遣わした時の歌だとされていることなど、いずれもワニ氏と神事との關係を思わせるものだが、わたくしがワニ氏を、もと祭祀と係りの深かつた氏とする理由は、例えば「講座日本の神話6、古代の英雄」中の、「古代の反逆物語」等で述べあるので、ここでは省略する。この推測が当たつていれば、記九九、紀一〇三、記一〇四の三首も亦、神事に係りを持つた氏の伝承である。またもし当らぬところがあるにしても、古事記にだけある十二首中の多くが、そうした家筋の伝承であることは動くまい。こうした歌謡の多いことと、葛城山での一言主大神との出合に、幣帛を献り、神も嘉納したという伝承を探り據つたこととの間には、古事記の本質にかかわるものがあると思われる。ワニ氏の伝承と思われる記事は袁杼比賣の物語以外にも多く、そうしてそれは日本書紀にはない古事記の記事の特色となつてゐる。このことは歴史家の間などで早くから云われ、その理由として同じく壬申の乱の功臣であつた多臣品治（安養侶の父と推定される）と和珥部臣君手との關係をあげるものがある。そうしたこともあるかも知れない。併しそうした個人關係を過大に考へることとは些か危険で、より広い見渡しが必要であらう。すなわち神事にかかわりを持つた家々の伝承の一環として、ワニの臣の伝承を取り

上げるべきではあるまいか。おそらくその初め、書承的伝承の上では最も優位の立場にあつたと思われる帰化系人物の最も立ち入り難い場は、伝統を重んじる神事関係の場であつたらう。「天語連」と「海語連」との表記上の相違や、歌謡の上で大きく分れた雄略朝の古事記にはない日本書紀独自の歌謡七首のうち、少くとも二首までが帰化系人物の伝承らしいことと、古事記の独自歌謡に祭祀者流の伝承の多いことを対照すると、そうしたことが思われるのである。話が多岐に渡つたが、もう一組の共通歌謡である記九七と紀七五についてのべる。

章 三

この二つの歌謡は序章でいったように、いずれもアキツの野の地名起原として語られているが、物語の筋と歌の内容とは歌ではシマとあり、物語ではノとあるように、必ずしも一致するものではない。この歌謡には掛け合い形式と思われる表現があり、書紀歌の場合、前の共通歌と同様、人称の転換があり、虻が登場し蜻蛉が登場する。しかも阿岐豆は速開都比咩が塩の八百会に坐して諸々の罪穢を「かか呑む」ように（祝詞、六月晦大祓、仇なす虻を「早喰ひ」する。イザナギ大神の禊祓の時、髻を差し入れる冠から鮎昨の宇斯能神が化生し（古事記）、足を差し入れる禪から開嚙神が化生した（書紀）というところからすると、蜻蛉のアキの連想は、口を開けたものの状態で、ここに大口をあける「早喰ひ」の滑稽があり、おそらく本来は山地芸能に付帯して歌われた歌謡であつたらう。

記九七の結句は「そらみつ 大和の国を 蜻蛉島とふ」とあり、大和の国號の由来を歌う形のもので、歌詞でみるとこのヤマトは吉野の高峰を面のあたりに仰ぐ一帯の地である。これに対して紀七五の結句は「汝が形は 置かむ 蜻蛉島大和」とあつて、蜻蛉島は大和の讚詞名のように用いられ、歌の主題は蜻蛉の忠誠を嘉する如何にも書紀らしい形のものとなつてゐる。もつとも「一本」として記九七と同結句の歌謡を載せるが、本文がこの形であるのは、書紀にはこれとは別に、ヤマトの国號起原を語る伝承を載せるからであらう。神武三十一年紀に、天皇が腋上のホホマの丘に登つて、国状を廻望して「内木綿の眞走き国と雖も、なほ蜻蛉の臂占めせるが如し」と仰せられたので「始めて秋津洲の號あり」とあるのがそれである。腋上は履中三年紀の掖上室山、孝安二年紀の室と同所であり、その地の宮を秋津嶋宮（記、葛城之秋津嶋宮）といふところから、腋上のホホマの丘から眺められる一帯のうちに、アキズシマと呼ぶ地があつて、それが転じて我が国の名となつた、とするのが現在の学界での支配的な見解である。勿論シマは島嶼に限つての呼称ではなく、何島の名を持つ地は内陸にも多い。現に、「磯城嶋日本國乃」（分葉九一七七八七）というように、アキツシマと同じくヤマトの枕詞として用いられるシキシマも、欽明天皇の「金刺宮」の所在地である「倭国磯城郡磯城嶋」の地名がもとで、枕詞としての用法はそれからの転成であろうという。したがつて、アキツシマと呼ぶ地名が大和になつたとは云い切れぬが、孝安天皇の「秋津嶋宮」を直ちに地名による宮號とみることが如何であらうか。あえて異を立てるわけではないが、これは秋津・嶋宮であつたのではないか。アキ

ツは例えば天皇を敬つてアキツ神（分葉六一〇五〇等）というように一般性のある讃詞として、この地名にもあり得るものであり、「島の宮」には用例がある。例えば日並皇子の宮も「島の宮」と呼ぶ（分葉一一七〇〇）。さらに前代の孝昭天皇の都も同じ扱上で、その地の宮を「池心宮」という。池心宮と嶋宮とは名称上一連のもので、いずれも池や築山のある庭園を備えた宮を意味する名であったのではないか。「大和志」にいうココロ等の地名は、書紀の宮號の「池心」がまずあつて、それによつて着けられたものであろう。この点、「神名帳」に「城上郡志貴御懸坐神社」があり、磯城県主の女が、綏靖天皇以後孝靈天皇までの各天皇の皇妃に登場（書紀本文・一書）するシキによつて裏づけられるシキシマの地名の実在性とは様相を異にするものと思われる。

腋上のホホマとは壺中の天を望見するのに相応しい名称を持った場であるが、アキツノトナメとは如何なる国状（體勢）か。所謂八蟬のお繋がりVで雌雄二匹がぐるつと丸まった形が青山四周の見立てであつた、とても付会するほかはないが、如何にも無理な比喩である。敢てその無理をするのはおそらくトナメ（交色）に、神々を感心させ、ものを成り出させる共感呪術的な意味あいを意識しているからであらう。山地芸能の趣きを持つ記九七の八早喰ひの蟬（あきつ）のアキから、大口を開けた状態が連想されたとすれば、統御の地の祝福につながる「天皇の国見」の場における八臂（あきつ）の蟬Vのアキからは八稻穂のあからむ收穫のアキ（秋）Vが連想されたらう、というよりも、実は蟬のアキはすなわち秋という連想觀念がまず在つて、然るのちに豊穰を予祝する意味から「臂（あきつ）めせるが如し」

雄略朝歌謡についての二・三の私考

と形容したもので、比喩としては如何にも無理なアキツのトナメは実際の景ではなく觀念の具象としての景である。とみるのが妥当なところではないか。わたくしはかねがね「国見歌」の多くは実景というより觀念の具象だと考へている。（国見の歌三、「国文学研究第三九集」、「研究資料叢書、万葉集Ⅲ」再録）

とは云え、そうした連想觀念は「葦原千五百秋瑞穂国」

（天孫降臨等）という名称と同じように、おそらく山地のヤマトでは成立し難いものであつたらう。「新墾田の鹿猪田の稻」は「あなひねひねし」と歌われて（分葉六一一三八四〇）、瑞穂とは縁が遠い。その名称の起る所はおそらく「葦が散る難波」（分葉廿一四三二）を河口とする大和川水系に潤わされた河内平野の穀倉地帯であつたらう。ところで、所謂国生み神話の「大八洲国」なるものは、韓半島と島との間に航海の記憶を持つ人々の知識を抛り処に、半島との交通の要衝で、淡路、阿波を指呼に望む難波文化圏での、政治意識による觀念的な領土呼称と思われるものだが、その中で、大和、河内を中心に畿内一円を指す「大日本豊秋津洲」は、これも亦「葦原千五百秋瑞穂国」と同じく、稻穂の稔りに縁を持たせた呼称であつたらう。「蟬の臂（あきつ）めせるが如し」が、のべたように豊穰の秋の具象風景であつたとすれば、アキツシマという語は大和の地名がもとであつたか、或いは逆に「大日本豊秋津洲」の呼称がもとで、そのために単にアキツ何々というのではなく、アキツシマという呼称が、大和の国讃めの定形となつたのであるか、いちおうは再吟味の必要があると思われるものである。

思い浮ぶ儘を述べて来たが、限りある紙幅のことゆえ、大和と河

内との関係については、雄略朝歌謡に限って次章で云うことにして話を記九七と紀七五に戻す。『古代歌謡全注釈』(古事記編)は、両歌を比較して「古事記歌のほうが、より新しい統一的な様式といえよう」といつている。伝承者を異にしたであろう両歌謡でも、伝承過程で相互に影響することあつたらうから、その新古は容易には云えぬことだが、掛け合い形式の部分だけについていえば、記九七には「み吉野の 袁牟編が嶺に 鹿猪臥すと 誰ぞ 大前に奏す」とあり、紀七五には「大和の 鳴武羅の嶺に 鹿猪臥すと 誰かこの事 大前に奏す」とある。第四句の三音と七音とは、前者から後者へとみるのが至当であらう。或いは紀七五は大和の国號の所以を歌う滑稽的な芸能歌謡を、天皇に忠誠を盡す蜻蛉を嘉する歌に改したために、記九七にみる統一美を失つたのだ、ともみることが出来る。

章 四

古代物語を支える二本の柱は戦いの物語と男女の物語とである。

雄略朝の日本書紀歌謡は、序章で見てきたように、首尾の二首(紀七四・八二)が反乱と討伐の物語に付帯し、中も二首(紀七五・七七)を除けば、すべて処罰と免罪の物語に付帯したものである。これを古事記歌謡が天皇の妻訪い(記九二)に始まり、後宮内の酒宴歌(記一〇三・一〇四)で終り、処罰と免罪に関するものは、全一四歌中、僅か一首(記一〇〇)であるのと比較すると著しい相違である。書紀の記述に外廷的な事項に関するものが多く、古事記の記述に内廷的な事項に関するものが多いということは、両書の成立と性格と

の、基本的な問題に係るものであらうが、書紀歌の処罰と免罪とに関する五首中の四首までが、嫁に関するものであるのは、雄略期歌謡の一つの特色である。

形容端正を銓衡条件の一つにした嫁は、男性の興味を引きやすい。併しその制度の成り立ちからいっても、神なる天皇の側近に奉仕する立場の者としても、忝なる恋愛は禁忌であつた。允恭天皇の崩後の際の新羅吊使が、嫁を奸したと誤解を受けて、大泊瀬皇子(雄略天皇)に捉えられ(允恭四十二年紀)、嫁として貢された百濟の池津媛は石川楯に淫けて焼き殺され(雄略二年紀)、嫁を奸して誅伐を受ける凡河内直香賜の話(雄略九年紀)など、嫁を奸し或いは奸したとの誤解から、処罰され或いは処罰されそうになつた話は、屢々雄略天皇と結びついて、恰も形の如くになつている。これは古代における采女制度の確立が雄略朝と何等かの関係を持ち、そうしたことの反映かと思われるほどのものだが、歌謡の場合も同じで紀七八から紀八一まで、すべて嫁に関連した処罰と免罪との物語に結びついている。ことに紀七九と紀八一とは「馬」によつて命を助けられ、紀七八と紀八〇とは琴の音が天皇を悟らせて、命が助かることになつている。(紀七八が琴の音によることは論もあるまいが、紀八〇をそれだとするのは、旋頭歌形式は琴歌の掛合形式であると考えるからで、そのことは本誌前掲の「ナブリの名称と紀紀の旋頭歌」でのべてある)。これは明らかに意識された構図といえよう。

その一つの紀七九は大和の勢力が河内の勢力を圧倒したこと示すものとなつている。「馬の八匹は惜しげくもなし」は、本来は媾財誇示の歌で、国造が「大祓」に供出する祓物中に、馬一匹のある

ところから（神祇令）、嫁を奸した贖罪の物語に結びついたものらしいが、歌の主人公の齒田根命は河内の餌香一帯を領有した豪族で、その罪によって餌香の長野邑を没収されている。餌香は河内と大和とを結ぶ大動脈の大和川沿いの地で、帰化系住民の醸す旨酒で賑わった地である（釈日本紀、述義八、顯宗紀、天皇室系圖）。その齒田根命を垂仁天皇に反逆して、妹のサホヒメと共に稻城の中で焼け死んだ狭穂彦の玄孫であるとするのは注意される。

「姓氏録」によれば河内皇別の日下部連の遠祖は狭穂彦で、その勢力圏は記九一の若日下部王の本貫である。雄略天皇が若日下部王を妻訪う物語は「初め大后（若日下部王）日下に坐しし時、日下の直越の道より河内に幸行でましき」と書き出されている。すこし注意して「記紀」の記述を読めば、河内の勢力に支持されたと思われる履中・反正の両天皇とそれに対抗する安康・雄略の両天皇との抗争を窺うことが出来る。安康・雄略の両天皇の父である允恭天皇即位の時、仁徳皇子として皇位継承の有資格者は允恭天皇と若日下部王の兄の大日下王とであった。允恭天皇は履中・反正の両兄が生前に、自分を愚か者であると輕蔑していたと述懐している（允恭紀）

大日下王を支持した勢力は、おそらく履中・反正の両天皇を支持した勢力であったろう。安康天皇はその大日下王を殺し、その妃であった履中皇女を奪うのである。こうみて来ると若日下部王は河内系の残存勢力の象徴的存在であったらしく、物語的には河内皇別の日下部連、狭穂彦を通じて齒田根命も亦その圏内の人物であった。したがってこの妻訪いの物語（記九一）の前文で、天皇と同じ家造りをする河内国志紀郡の大縣主の櫛越を咎めて、その家を焼こうとする

雄略朝歌謡についての二・三の私考

大縣主は「馬の八匹」ならぬ「白き大」を贈って赦免される話が入り込んでいるのも偶然ではない。歌の内容は「隠り妻」に対する儘ならぬ思いを歌ったものだが、若日下部王も直ぐには応じない。「日に背きて幸行でましし事甚恐し。故、己れ直に参上りて仕へ奉らむ」という。倭漢書を東史、河内書を西文と書くが、日の出る東は大和で、日の入る西は河内である。「神武紀」に「背に日を負ひて撃たむ」という戦いの記事があるが、雄略天皇と若日下部王との間にも男と女との戦いがあった、結局、若日下部王が雄略天皇の後宮に入ったことは、幾葛藤の末に大和に対する河内の抵抗が一段落したことを意味するものらしい。或いは雄略天皇に殺された履中皇子市辺王の遺子を奉じて逃避行をつづけて遂に自經した日下部連使主（顯宗前紀）の如きは、その最後の抵抗者であったかも知れない。

若し「宗書倭国伝」にいう興・武が安康・雄略の両天皇に当るとすれば、五世紀半ばから末にかけて、大和・河内を包括する強力政権の確立があり、「雄略紀」に「唯愛寵する所は史部身狭村主青、桧隈民使博徳のみ」とあるように、帰化系の人物が外廷的な政治の面で活躍した。「葦原千五百秋瑞穂国」「大日本豊秋津洲」という名は、そうした環境のもとで生れたものであろう。これらは我が国の特色を盛った名であるが、自国の特色は自国だけに居て分るものでは決してない。比較の目が必要なのである。

章 五

古代歌謡と琴とは切り離せぬ関係にある。雄略朝歌謡は琴との関

係の上からも一つの転機であったように思われる。雄略朝の古事記歌謡には序章でいったように、志都歌、宇岐歌という、宮廷歌曲（大歌）としての名称を記したものがあつた。このうち記九四（余都歌）記一〇三（宇岐歌）は、琴歌の歌詞と譜とを記した「琴歌譜」に出ている。「琴歌譜」の成立は平安朝も比較的早い時期であろうとされている。勿論、歌詞には多少の変化がみられるものの、古事記そのものがあまり顧みられたとも思われぬ時代に、古事記歌謡のあるものは、楽官諸家の間で長く歌い継がれていたのである。全古事記歌謡にみられる歌曲名一六（書紀四）、その歌謡数三二六（書紀一五）。「琴歌譜」の歌曲名一六、その歌謡数二一。そのうち両者に共通の歌曲名五、歌謡数五という全体との比率からいえば、志都歌一、宇岐歌一は決して少ない数ではない。これははっきりとした形で、雄略朝の古事記歌謡が後世への繋りを持つていたことを示すものである。「琴歌譜」の歌曲が教習された場合は「興世朝臣書主、善く和琴を弾く、仍つて大歌所別当と爲す」と「文徳実録」嘉祥三年紀にある。「大歌所」で、その主なる伴奏楽器は「和琴」であつた。しかしながら、和琴という名称は、倭歌（和歌）が漢詩に対する名称であつたところからすると、既に外来琴が普及していたことを思わせる名称である。記九四、記一〇三が歌われた場合の琴が、和琴であつたことは疑いぬとしても、内廷的な場を離れて、処罰と免罪という政治向きの事柄に関連して、しかも帰化系の秦酒公によつて弾かれた紀七八の琴が、同じく和琴であつたかどうかとなると、これはおそらく疑問である。事實は知るべくもないにしても、少くとも雄略朝歌謡に至つて、従来とは異なる琴の面があらわれて来る。

記九六は舞楽の琴である。歌詞の「呉床居の 神の御手もち 弾く琴に 舞する女 常世にもかも」は厳かに神前にひびきわたる神秘的な奏楽の音を、神が弾琴者に憑つて弾かせ給うと感じた表現で、おそらく本来は、神前で巫女舞に恍惚となつた民衆の声であつたものが、美和河から吉野川へと舞台を移した雄略天皇と結びついて天皇の御前で舞を舞う嬢子の物語となつたものであろう。この物語の雄略天皇の御姿には、所も同じ仙郷吉野で、御自ら御琴を弾いて、「高唐の神女の如き」仙女の舞をまざまざと見られたという、五節の舞の縁起に関する天武天皇の御姿（「天朝月会」年中行事秘抄所引）が、二重写しになつていふようとの指摘がされている。もしそうなら、礼と楽との二つが並び行なわれて、はじめて上下斉和し、天下は静謐であるとの御考えから、天武天皇がこの舞（五節舞）を始められたとする天平一五年五月五日の「宣命」（第九詔）に徴して、この物語成立の背景には、神仙思想と共に礼楽尊重の思想が窺えるということが出来ようか。「允恭七年紀」の、天皇御自ら御琴を弾き、皇后をして舞わしめたという、これと同パターンの記事の中に當時の風俗として、舞うものは舞い終ると座長に対して「娘子を奉る」というのが常礼となつていた、とあるのも、或いは歌舞と礼とを結ぶ思想から出ているものであつたかも知れない。

紀七八は、云つたように、それ以前の弾琴者が天皇であれ皇后であれ大臣であれ、それが巫女、男嬖としての面目を持った者か、それに関連した者であつたのに対して、弾琴者が帰化系の人物である点に特色がある。女を感じしめるために琴を弾いて聞かせた「播磨風土記」掛保郡、琴坂 というような話はある。しかし、ここは天皇を

感ぜしめて、その処罰の非なることを悟らせるという、いうならば輔弼上の問題に関するものである。すなわち、琴は外廷的な政治に顔を出すのである。以後弹琴者として帰化系の人物が登場するが、その点はあとで触れよう。歌詞は命長らえて大君に奉仕したいと願う工匠の衷情を第三者の立場から歌ったもので（原歌はハヤという詠嘆の助詞から終して、物故の工匠の頌徳、顕彰の歌であろう）、その点からいうと歌詞の内容が天皇を動かしたともみることが出来るだろう。紀八〇もおそらく琴歌であつたらうと章四でいったが、歌詞は、工匠の技法の失われるのを惜しんだ歌で（原歌は帰化系の尊名部の工匠の追悼歌で、先の紀八〇と関連を持つものであろう）、それによって、これもまた死ぬべき命が助かっているところから、記一〇〇を歌って、死罪を免ぜられた伊勢国の三重嫁の物語などと共に、従来、「動_二天地_一感_二鬼神_一」（詩經、大序）という、歌の徳に関する中国思想との関係が強調されて来たが、それと同時に「樂者天地之和也、礼者天地之序也」（論語・八佾）或いは「移_二風易_一俗莫_二善_一於_二樂_一、安_二上_一正_二民莫_一善_二於_二礼_一」（孝經三才章）という、礼・樂尊重の中国思想との関係を軽視してはなるまい。紀七八の前・後文には明らかに「琴の声を以て天皇に悟らしめむと欲ふ」、「琴の声を悟りたまひて、その罪を赦したまふ」とあるのである。

帰化系人物と弹琴者との関係についていうなら、中大兄皇子のためにその妃の死を悼んで悼亡歌（紀二一三・二一四）を献呈して御感を得て、その歌を弹琴唱歌したという野中川原史瀟の場合（孝徳紀、大化五年）もそれである。この歌を「皇太子の為の代作であろう」としたのは折口信夫である（『全集第一巻三八六頁』）。同氏は更に皇孫建王を

追悼して口號された齊明天皇の御製歌（紀二一九・二二〇）の後文に「秦大藏造萬里に詔して曰く、斯の歌を伝えて、世に忘らしむること勿れ」（齊明紀、四年十月）とあるところから、これもまた萬里の代作であろうという。野中川原史瀟の歌は、その内容からいえば「稜威言別」（禮守密）が「此は皇太子の御心になりてよめる」というように、悼亡歌を詠むべき立場になかった皇太子のための代作であるともいえるだろう。しかし、礼・樂が尊重されるようになると、天皇の側近にあつた帰化系人物の外來琴に対する弹琴の技法が高く評価されて、その結果、事あれば「御琴を授けて唱わしめき」となつたのであるとも解されはしまいか。また御製歌の場合は三首一連の中に片歌形式歌謡をふくんでいる。しかもこの片歌は三首とするために、あえて分立させたと思われるものであるが、片歌を含む三首一連の形式は「思国歌」とその「片歌」（記二一三）がそれであり、「本岐歌」とその「片歌」（記七三・七四）がそれである。「本岐歌之片歌」は男媿的な面を持った建内宿禰が「御琴を給わりて」唱歌した、とある。秦大藏造萬里は記帳に長じた右筆的な存在で、「斯の歌を伝えて、世に忘らしむること勿れ」は、口號された御製を文字に定着させたとも、或いは、この人もまた弹琴の技法に長じていて片歌に節づけして、琴歌として定着させたとも解することが出来る。折口信夫はわたくしの最も尊敬する学者の一人であるが、その代作説があまりに決定的で、その上に立つた論が色々立ってらるるので、あえて思うところを記して結びとする。